



山形県公報

平成29年12月26日(火)

号 外 (34)

目 次

条 例

○山形県職員定数条例の一部を改正する条例…………… (人 事 課) … 5

○山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する
 条例…………… (同) …同

○山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… (同) …同

○山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) … 8

○山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …同

○山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) … 9

○山形県環境影響評価条例の一部を改正する条例…………… (みどり自然課) …10

○山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事
 業費納付金の徴収に関する条例…………… (健康福祉企画課) …16

○国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例…………… (農村計画課) …18

○山形県空港管理条例の一部を改正する条例…………… (空港港湾課) …同

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部
 を改正する条例…………… (警 察 本 部) …同

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県職員定数条例の一部を改正する条例 (県条例第50号) (人事課)
 山形県行財政改革推進プランに基づき職員数を削減したこと等により、職員の定数を引き下
 げることとした。
- ◇ 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第51号)
 (人事課)
 - 1 議会の議員及び知事等に対して6月に支給する期末手当の支給割合を100分の155に、12月に
 支給する期末手当の支給割合を100分の165に、それぞれ引き上げることとした。(第2条第5
 項及び第3条第3項関係)
 - 2 議会の議員及び知事等に対して平成29年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5
 に引き上げることとした。(附則第7項関係)
 - 3 その他
 - (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、2の改正は、公布の日
 から施行することとした。
 - (2) 2に関する改正規定による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規
 定は、平成29年4月1日から適用することとした。
- ◇ 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (県条例第52号) (人事課)
 - 1 山形県職員等の給与に関する条例の一部改正

(1) 初任給調整手当の改定

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員等に対する支給月額を414,300円に引き上げるとともに、同表以外の給料表の適用を受ける職員等のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員等に対する支給月額の限度額を50,700円に引き上げることとした。（第9条の2第1項第1号及び第2号関係）

ロ 獣医学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員等に初任給調整手当を支給することとし、その支給月額の限度額を30,000円とすることとした。（改正後の第9条の2第1項第3号関係）

(2) 勤勉手当の改定

イ 12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）に引き上げることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第21条第2項第1号関係）

ロ 6月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の87.5（特定幹部職員にあつては、100分の107.5）に引き上げるとともに、12月に支給する勤勉手当の支給割合を同割合に引き下げることとした。（改正条例第2条の規定による改正後の第21条第2項第1号関係）

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5に引き上げることとした。（改正条例第3条の規定による改正後の第5条第2項関係）

(2) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の160に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合に引き下げることとした。（改正条例第4条の規定による改正後の第5条第2項関係）

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5に引き上げることとした。（改正条例第5条の規定による改正後の第6条第2項関係）

(2) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の160に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合に引き下げることとした。（改正条例第6条の規定による改正後の第6条第2項関係）

4 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年12月県条例第103号）の一部改正

給料の切替えに伴う経過措置の適用期間を、平成30年3月31日までの間とすることとした。

5 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年12月県条例第57号）の一部改正

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する規定の適用の特例について、子に係る扶養手当の月額を8,400円に引き上げることとした。

6 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)及び(2)のロ、2の(2)並びに3の(2)の改正は、平成30年4月1日から施行することとした。

(2) 1の(2)のイに関する改正規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例の規定、2の(1)に関する改正規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定、3の(1)に関する改正規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定及び5に関する改正規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定は、平成29年4月1日から適用することとした。

◇ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（県条例第53号）（人事課）

1 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当の額を引き上げることとした。（第15条第2項第3号及び第4号関係）

2 高等学校の課程を兼務する学校職員の特殊勤務手当のうち全日制の課程の勤務を本務とし、

かつ、夜間において授業を行う定時制の課程を兼務する養護教諭及び養護助教諭の特殊勤務手当を廃止することとした。

3 この条例は、平成30年1月1日から施行することとした。

◇ 山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第54号）（人事課）

非常勤職員が子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合を定めることとした。

◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第55号）（財政課）

不動産特定共同事業法の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査及び小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査の事務につき手数料を徴収することとした。

◇ 山形県環境影響評価条例の一部を改正する条例（県条例第56号）（みどり自然課）

1 環境の保全に関して特に配慮すべき区域に山形県自然環境保全条例第14条の5第1項の規定により指定された里山環境保全地域を追加することとした。（第2条第3項関係）

2 配慮書対象事業（環境影響評価の対象となる事業のうち、環境影響評価法第2条第2項に規定する第一種事業及び同法第3条の10第1項の規定による通知がなされた同法第2条第3項に規定する第二種事業を除いたものをいう。以下同じ。）を実施しようとする者（以下「配慮書事業者」という。）は、配慮書対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮書対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行った結果について、計画段階環境配慮書を作成し、公告及び縦覧を行い、計画段階環境配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者及び知事はその意見を述べることのできることとした。（改正後の第4条の2、第4条の3第1項、第4条の5、第4条の6第1項及び第4条の8第1項関係）

3 知事は、事業者が作成した環境影響評価書（以下「評価書」という。）について環境の保全の見地から意見を述べることのできることとし、事業者は、当該意見を勘案して評価書の記載事項に検討を加え、補正等の必要な措置を講じた上で、評価書の公告及び縦覧を行うこととした。（改正後の第21条の2第1項、第21条の3及び第22条関係）

4 都市計画に定められる配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、当該都市計画の決定等をする者が配慮書事業者に代わって行うことのできることとした。（改正後の第37条第2項）

5 知事は、配慮書事業者がこの条例の規定に違反した場合等に勧告し、正当な理由なくその勧告に従わないときはその旨等を公表することのできることとした。（第49条第1項及び第2項関係）

6 環境影響評価の対象事業に発電用施設の建設事業を追加することとした。（別表関係）

7 その他

(1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

(2) この条例の施行の際、新たに対象事業となる事業について行政指導その他の措置に従って作成された書類があるときは、改正後の山形県環境影響評価条例の相当する規定により作成された書類とみなすこととした。

◇ 山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例（県条例第57号）（健康福祉企画課）

1 県は、毎年度、市町村に対し、国民健康保険法（以下「法」という。）第75条の2第1項に規定する国民健康保険保険給付費等交付金として、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第6条第2項に規定する普通交付金及び同条第3項に規定する特別交付金を交付することとした。（第2条第1項関係）

2 県は、毎年度、市町村から、法第75条の7第1項に規定する国民健康保険事業費納付金を徴収することとした。（第3条関係）

3 2の国民健康保険事業費納付金の額を算定するための基準を定めることとした。（第4条～

第14条関係)

- 4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（県条例第58号）（農村計画課）
土地改良法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - ◇ 山形県空港管理条例の一部を改正する条例（県条例第59号）（空港港湾課）
 - 1 山形空港の運用時間を8時から20時までとすることとした。（第2条第1項関係）
 - 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。
 - ◇ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（県条例第60号）（警察本部）
 - 1 風俗営業の許可に係る営業制限地域等に都市計画法第8条第1項第1号に掲げる田園住居地域を追加することとした。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第50号

山形県職員定数条例の一部を改正する条例

山形県職員定数条例（昭和24年8月県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「4,139」を「4,057」に、「2,022」を「2,004」に、「6,326」を「6,226」に改め、同条第5号中「297」を「286」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第51号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の152.5」を「100分の155」に、「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 7 平成29年12月に支給する期末手当に関する第2条第5項及び第3条第3項の規定の適用については、第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の162.5」とあるのは、「100分の167.5」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（以下「新条例」という。）附則第7項の規定は、平成29年4月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第52号

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の82.5」を「、6月に支給する場合には100分の82.5」に、「を乗じて」を「、12月に支給する場合には100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）を乗じて」に改め、同項第2号中「100分の40」を「、6月に支給する場合には100分の40」に、「を乗じて」を「、12月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて」に改める。

附則第22項中「100分の1.2375」を「、6月に支給する場合には100分の1.2375」に、「100分の1.5375」を「100分の1.5375）、12月に支給する場合には100分の1.3875（特定幹部職員にあつては、100分の1.6875）に、「100分の82.5」を「、6月に支給する場合には100分の82.5」に、「100分の102.5」を「100分の102.5）、12月に支給する場合には100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）に改める。

第2条 山形県職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「第3号」を「第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号」に改め、同項第1号中「413,800円」を「414,300円」に改め、同項第2号中「50,600円」を「50,700円」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 30,000円

第20条第1項中「及び附則第18項第5号」を削り、「及び第20条の3」を「及び第20条の3第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「第21条及び附則第22項」を「第21条第2項」に改め、同条第4項中「。附則第18項第5号において同じ。」を削る。

第21条第1項中「及び附則第18項第6号」を削り、同条第2項第1号中「及び附則第18項第6号」を削り、「、6月に支給する場合には100分の82.5」を「100分の87.5」に、「100分の102.5）、12月に支給する場合には100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40」を「100分の42.5」に、「100分の50）、12月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）」を「100分の52.5」に改める。

附則中第18項の前の見出し及び同項から第22項までを削り、第23項を第18項とし、第24項を第19項とする。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「以下「任期付職員条例」を「平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」に改め、「、6月に支給する場合においては」を削り、「、12月に支給する場合においては」を「とあるのは「100分の157.5」と、「」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の157.5」と、「」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には」に、「100分の162.5」を「100分の160」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「以下「」を「平成16年3月県条例第7号。以下「」に改め、「、6月に支給する場合においては」を削り、「、12月に支給する場合においては」を「とあるのは「100分の157.5」と、「」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の157.5」と、「」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には」に、「100分の162.5」を「100分の160」に改める。

（山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年12月県条例第103号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「には」を「には、平成30年3月31日までの間」に改める。

第8条 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年12月県条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「8,000円」を「8,400円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条並びに附則第5項から第9項までの規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定及び第8条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（以下「改正後の改正条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の改正条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山形県職員等の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第5条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第8条の規定による改正前の山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の改正条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）
- 5 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

- 6 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削り、附則第1項の見出し及び附則第2項の見出しを削る。

（山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 7 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し、同項及び附則第4項を削る。

附則第5項の前の見出しを削り、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「（東日本大震災に係る公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当等の特例）」を付し、附則中第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

附則第8項中「附則第6項第5号」を「附則第4項第5号」に改め、同項を附則第6項とし、

附則中第9項を第7項とし、第10項を第8項とする。

（山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 8 山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第5項までを削る。

附則第6項の前の見出しを削り、同項中「附則第23項」を「附則第18項」に改め、同項を附則第2項とし、同項の前に見出しとして「（給与条例附則第18項の規定により号給が調整される育児短時間勤務職員等に関する読替え）」を付する。

附則第7項中「附則第23項」を「附則第18項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第8項中「附則第23項」を「附則第18項」に改め、同項を附則第4項とする。

（山形県職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正）

- 9 山形県職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年7月県条例第68号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第53号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第3号中「4,250円」を「5,100円」に改め、同項第4号中「3,000円」を「3,600円」に改める。

第16条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の手当の額は、担当した授業の授業時間1時間につき900円とする。

第20条の4を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

（山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 2 山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第28条を次のように改める。

第28条 削除

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第54号

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号イ(ロ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に、「まで」を「（第2条の4

の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)まで」に改める。

第2条の3第2号中「この条」を「この条及び次条」に改める。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

第3条第6号中「その他」を「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他」に改め、同条第7号中「場合」を「場合又は第2条の4に規定する場合」に改める。

第4条中「その他」を「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他」に改める。

第11条第7号中「その他」を「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第55号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第238号中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に、「通訳案内士登録申請手数料」を「全国通訳案内士登録申請手数料」に改め、同項第239号中「通訳案内士登録証の」を「全国通訳案内士登録証の」に、「通訳案内士登録証訂正手数料」を「全国通訳案内士登録証訂正手数料」に改め、同項第240号中「通訳案内士登録証の」を「全国通訳案内士登録証の」に、「通訳案内士登録証再交付手数料」を「全国通訳案内士登録証再交付手数料」に改め、同項中第423号の2を第423号の2の3とし、第423号の次に次の2号を加える。

(423)の2 不動産特定共同事業法第41条第1項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料	60,000円
--	----------------------	---------

(423)の2の2 不動産特定共同事業法第41条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業の登録更新申請手数料	60,000円
---	------------------------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第238号から第240号までの改正規定は、平成30年1月4日から施行する。

山形県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第56号

山形県環境影響評価条例の一部を改正する条例

山形県環境影響評価条例（平成11年7月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

「第3章 準備書の作成前の手続

目次中 第1節 方法書の作成等（第5条―第10条） を

第2節 環境影響評価の実施等（第11条・第12条）」

「第3章 方法書の作成前の手続（第4条の2―第4条の9）

第3章の2 方法書（第5条―第10条） に改める。

第3章の3 環境影響評価の実施等（第11条・第12条）」

第2条第3項第6号中「自然環境保全地域」を「自然環境保全地域及び同条例第14条の5第1項の規定により指定された里山環境保全地域」に改める。

第4条第1項第5号中「次条第1項」を「第4条の3第1項の配慮書、第5条第1項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 次条に規定する計画段階配慮事項並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項

第3章の章名中「準備書」を「方法書」に改める。

第3章第1節の節名及び同章第2節の節名を削る。

第5条の前に次の8条及び章名を加える。

（計画段階配慮事項についての検討）

第4条の2 配慮書対象事業（第2条第2項各号に掲げる事業（法第2条第2項に規定する第一種事業及び法第3条の10第1項の規定による通知がなされた法第2条第3項に規定する第二種事業を除く。）をいう。以下同じ。）を実施しようとする者（委託に係る配慮書対象事業にあっては、その委託をしようとする者。以下「配慮書事業者」という。）は、配慮書対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、1又は2以上の当該配慮書対象事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該配慮書対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

（配慮書の作成）

第4条の3 配慮書事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

(1) 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 配慮書対象事業の目的及び内容

(3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況

(4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

2 相互に関連する2以上の配慮書対象事業を実施しようとする場合は、当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者は、これらの配慮書対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

（配慮書の送付）

第4条の4 配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、知事及び技術指針で定めるところにより配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（次条において「配慮書関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「配慮書関係市町村長」という。）に対し、配慮書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（配慮書についての公告及び縦覧）

第4条の5 配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、事業実施想定区域における計画段階配慮事項について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、配慮書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、配慮書及び要約書を配慮書関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（配慮書についての意見書の提出）

第4条の6 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日までの間に、配慮書事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

（配慮書についての意見の概要等の送付）

第4条の7 配慮書事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び配慮書関係市町村長に対し、規則で定めるところにより、前条第1項の意見書の写し並びに同項の規定により述べられた意見の概要及びその意見についての配慮書事業者の見解を記載した書類（同項の意見書の提出がなかった場合にあっては、その旨を記載した書類）を送付しなければならない。

（配慮書についての知事等の意見）

第4条の8 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、配慮書事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について配慮書関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めることができる。

3 第1項の場合において、知事は、配慮書について山形県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

4 第1項の場合において、知事は、第2項の規定により配慮書関係市町村長の意見を求めたときは、当該意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び配慮書事業者の見解に配慮するものとする。

5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、配慮書関係市町村長に対し、同項の書面の写しを送付するものとする。

（方法書の公告前における配慮書対象事業の廃止等）

第4条の9 配慮書事業者は、第4条の5の規定による公告を行ってから第7条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び配慮書関係市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(1) 配慮書対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第4条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が配慮書対象事業に該当しないこととなったとき。

(3) 配慮書対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が配慮書対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の配慮書事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の配慮書事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となっ

た者について行われたものとみなす。

第3章の2 方法書

第5条第1項中「事業者は」を「事業者は、配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の8第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）その他の技術指針で定める事項を決定し」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 対象事業の名称、目的及び内容

第5条第1項第3号中「対象事業が実施されるべき区域（以下「」及び「」という。）」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 第4条の3第1項第4号に掲げる事項

(5) 第4条の8第1項の知事の意見

(6) 前号の意見についての事業者の見解

第5条第1項に次の1号を加える。

(8) その他規則で定める事項

第5条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 事業者が法第3条の10第2項の規定により適用される法第3条の3の規定により同条第1項に規定する配慮書を作成している場合における前項の規定の適用については、同項中「配慮書」とあるのは「法第3条の3第1項に規定する配慮書」と、「第4条の8第1項の意見」とあるのは「法第3条の6の意見」と、同項第4号中「第4条の3第1項第4号」とあるのは「法第3条の3第1項第4号」と、同項第5号中「第4条の8第1項の知事」とあるのは「法第3条の6の主務大臣」とする。

第10条の次に次の章名を付する。

第3章の3 環境影響評価の実施等

第11条第1項中「第5条第1項第4号」を「第5条第1項第7号」に改める。

第13条第1項第1号中「第3号」を「第6号」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) その他規則で定める事項

第13条第2項中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

第20条第2項中「以下」を「以下第22条までにおいて」に改め、同条第3項中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

第21条中「（次条において「要約書」という。）」及び「（次条において「参考資料」という。）」を削り、同条の次に次の2条を加える。

（評価書についての知事の意見等）

第21条の2 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 前項の場合において、知事は、評価書について山形県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

3 知事は、第1項に規定する意見を述べる必要がないと認めるときは、事業者に対し、同項に規定する期間内にその旨を書面により通知するものとする。

4 知事は、第1項の規定により意見を述べたとき又は前項の規定により通知したときは、関係市町村長に対し、第1項又は前項の書面の写しを送付するものとする。

（評価書の再検討及び補正）

第21条の3 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 第5条第1項第2号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 同条から次条までの規定による環境影響評価

その他の手続を経ること。

(2) 第5条第1項第1号、第13条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号又は第20条第2項第2号から第4号までに掲げる事項の修正（前号に該当するものを除く。） 評価書について所要の補正をすること。

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、技術指針で定めるところにより評価書の補正をしなければならない。

3 事業者は、第1項第1号に該当する場合を除き、同項第2号又は前項の規定による補正後の評価書及びこれを要約した書類（これを補足する書類がある場合にあっては、当該書類を含む。）の送付（補正を必要としないと認めるときは、その旨の通知）を知事及び関係市町村長に対してしなければならない。

第22条中「前条の規定による送付」を「第21条の2第3項の規定による通知を受けたとき又は前条第3項の規定による送付若しくは通知」に、「及び要約書（参考資料がある場合にあっては、当該参考資料を含む。）」を「（同条第1項第2号又は第2項の規定により評価書を補正したときは、当該補正後の評価書。以下同じ。）」、これを要約した書類（これを補足する書類がある場合にあっては、当該書類を含む。）及び第21条の2第1項又は第3項の書面の写し」に改める。

第23条中「の規定の」を「又は第21条の3第1項の規定の」に改める。

第26条第1項中「又は」を「、第21条の3第1項又は」に改める。

第37条の見出し中「対象事業」を「対象事業等」に改め、同条中「都市施設として」を「都市施設（以下「都市施設」という。）として」に、「県又は」を「県若しくは」に、「」で「）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第1項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村（次項において「都市計画決定権者」と総称する。）で」に改め、同条に次の1項を加える。

2 配慮書対象事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、第3章の規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、規則で定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者に代わるものとして行うことができる。

第41条中「場合」を「場合又は法第3条の3（法第3条の10第2項の規定により適用される場合を含む。）の規定により法第3条の3第1項に規定する配慮書を作成した事業であったものが同項第2号に掲げる事項の修正により法対象事業に該当しないこととなった場合」に改める。

第49条第1項中「事業者又は事業実施者が」を「配慮書事業者、事業者又は事業実施者（以下「事業実施者等」という。）が」に、「事業者又は事業実施者に」を「事業実施者等に」に改め、同項第1号中「違反して」を「違反して計画段階配慮事項についての検討、」に改め、同項第2号中「方法書」を「配慮書、方法書」に改め、同条第2項中「事業者又は事業実施者」を「事業実施者等」に改め、同条第3項中「関係市町村長」を「関係する市町村長」に改める。

第50条中「事業者及び事業実施者」を「事業実施者等」に改める。

第53条の次に次の見出し及び1条を加える。

（規則の制定等とその経過措置）

第53条の2 特別地域の区域の変更又は第2条第2項若しくは別表の規定に基づく規則であってその制定若しくは改廃により新たに対象事業となる事業があるものの施行の際、当該事業について、山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）第34条に規定する行政指導その他の措置に従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

- (1) 対象事業に係る計画の立案の段階において、当該対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項の決定に当たって、1又は2以上の事業実施想定区域における当該対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果を記載したものであると知事が認める書類 第4条の3第1項の配慮書
- (2) 知事が前号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると知事が認める書類 第4条の8第1項の書面
- (3) 環境影響評価の項目を記載した書類であって知事及び技術指針で定めるところにより環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長（以下この条において「関係市町村の長」という。）に対する送付、縦覧その他の第三者の意見を聴くための手続及び第7条の2第1項の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると知事が認めるもの 第7条及び第7条の2の手続を経た方法書
- (4) 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びその意見についての事業者の見解を記載した書類であって知事及び関係市町村の長に対する送付の手続を経たものであると知事が認めるもの 第9条の手続を経た同条の書類
- (5) 知事が第3号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると知事が認める書類 第10条第1項の書面
- (6) 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの一般の意見を聴くための準備として作成された書類であって第15条の公告及び縦覧並びに第16条第1項の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると知事が認めるもの 第15条及び第16条の手続を経た準備書
- (7) 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びその意見についての事業者の見解を記載した書類であって知事及び関係市町村の長に対する送付の手続を経たものであると知事が認めるもの 第18条の手続を経た同条の書類
- (8) 知事が第6号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると知事が認める書類 第19条第1項の書面
- (9) 前号の意見が述べられた後に第6号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると知事が認める書類 第20条第2項の評価書
- (10) 知事の意見が述べられる機会が設けられており、かつ、その意見を勘案して第6号又は前号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると知事が認める書類 第21条の3第3項の評価書
- (11) 第22条の公告に相当する公開の手続を経たものであると知事が認める書類 同条の手続を経た評価書

第54条の見出しを削り、同条中「新たに」を「新たに配慮書対象事業又は」に、「事業で」を「事業（次項及び次条において「新規対象事業等」という。）（前条の規定の適用を受けるものを除く。）で」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項各号に掲げる事業に該当する事業であって、対象変更日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。）により新規対象事業等として実施されるものについては、第3章から第8章までの規定は、適用しない。

第54条の次に次の1条を加える。

第54条の2 前条第1項各号に掲げる事業に該当する新規対象事業等を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該新規対象事業等について、第4条の2から第4条の9まで及び第5条から第22条まで、第5条から第22条まで又は第11条から第22条までの規定の例による計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行うことができる。

- 2 第23条から第28条まで及び第29条第2項の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「第54条の2第1項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

附則第2項中「（平成8年3月県条例第9号）」を削る。

別表中第15号を第16号とし、同表第14号中「第4号から第8号まで」を「第5号から第9号まで」に改め、同号を同表第15号とし、同表中第3号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 発電用施設の建設事業

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山形県環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第3章の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に環境影響評価法（平成9年法律第81号）第7条の規定による公告又は改正前の山形県環境影響評価条例第7条の規定による公告を行った事業については、適用しない。

3 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業（新条例第2条第2項に規定する対象事業をいう。次項及び附則第5項において同じ。）となる事業について、山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）第34条に規定する行政指導その他の措置に従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

- (1) 新条例第53条の2第1号に掲げる書類 新条例第4条の3第1項の配慮書
- (2) 新条例第53条の2第2号に掲げる書類 新条例第4条の8第1項の書面
- (3) 新条例第53条の2第3号に掲げる書類 新条例第7条及び第7条の2の手続を経た方法書
- (4) 新条例第53条の2第4号に掲げる書類 新条例第9条の手続を経た同条の書類
- (5) 新条例第53条の2第5号に掲げる書類 新条例第10条第1項の書面
- (6) 新条例第53条の2第6号に掲げる書類 新条例第15条及び第16条の手続を経た準備書
- (7) 新条例第53条の2第7号に掲げる書類 新条例第18条の手続を経た同条の書類
- (8) 新条例第53条の2第8号に掲げる書類 新条例第19条第1項の書面
- (9) 新条例第53条の2第9号に掲げる書類 新条例第20条第2項の評価書
- (10) 新条例第53条の2第10号に掲げる書類 新条例第21条の3第3項の評価書
- (11) 新条例第53条の2第11号に掲げる書類 新条例第22条の手続を経た評価書

4 配慮書対象事業（新条例第4条の2に規定する配慮書対象事業をいう。次項において同じ。）又は対象事業（前項の規定の適用を受けるものを除く。）であって次に掲げるもの（第1号から第3号までに掲げるものにあつては、施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、新条例第3章から第8章までの規定は、適用しない。

(1) 施行日前に次に掲げる許可を受けた事業

イ 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可

ロ 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可

ハ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の規定による許可

(2) 前号に掲げるもののほか、施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項第1号の補助金若しくは同項第2号の負担金又は県が交付する補助金若しくは負担金の交付の決定を受けた事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業（当該都市計画に定められた同法第4条第5項に規定する都市施設に係る事業を含む。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、施行日から起算して6月を経過する日までに実施される事業

5 前項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、施行日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。）により配慮書対象事業又は対象

事業として実施されるものについては、新条例第3章から第8章までの規定は、適用しない。

山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第57号

山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第75条の2第1項に規定する国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び法第75条の7第1項に規定する国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（国民健康保険保険給付費等交付金の交付）

第2条 県は、法第75条の2第1項の規定に基づき、毎年度、市町村に対し、同項に規定する国民健康保険保険給付費等交付金として、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第2項に規定する普通交付金（次項において「普通交付金」という。）及び同条第3項に規定する特別交付金（第3項において「特別交付金」という。）を交付する。

2 普通交付金の額は、算定政令第6条第4項及び第5項の規定並びに知事が別に定めるところによる。

3 特別交付金の額は、算定政令第6条第6項の規定及び知事が別に定めるところによる。この場合において、同項第3号に規定する法第72条の2第1項の規定による繰入金の額は、市町村における財政の状況その他の事情に応じた特別交付金の交付に充てられる部分に限るものとする。

（国民健康保険事業費納付金の徴収）

第3条 県は、法第75条の7第1項の規定に基づき、毎年度、市町村から、同項に規定する国民健康保険事業費納付金を徴収する。

（医療費指数反映係数）

第4条 算定政令第9条第1項第2号イの医療費指数反映係数は、1を標準として、知事が法第4条第3項に規定する国民健康保険の保険料（以下「保険料」という。）の水準の著しい上昇の抑制に配慮して定める。

（年齢調整後医療費指数）

第5条 算定政令第9条第1項第2号ロの年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、同条第4項第3号に規定する値とする。

2 算定政令第9条第4項第3号イ(1)に規定する区域内市町村群において共同して負担する部分は、被保険者に係る法の規定に基づく療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間において当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者について受けた療養に係る費用の額（当該療養（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第1項第2号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第56条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が80万円以上であるものの80万円を超える部分とする。

（一般納付金所得係数）

第6条 算定政令第9条第1項第3号イ(1)の一般納付金所得係数は、同条第5項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を標準として、知事が保険料の水準の著しい上昇の抑制に配慮して定める。

（一般納付金所得等割合）

第7条 算定政令第9条第1項第3号イ(2)の一般納付金所得等割合は、各市町村につき、同条第6項第1号に規定する数とする。

（一般納付金被保険者数等割合）

第8条 算定政令第9条第1項第3号ロの一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、同条第7項第1号に規定する数とする。

（後期高齢者支援金等納付金所得係数）

第9条 算定政令第10条第1項第2号イ(1)の後期高齢者支援金等納付金所得係数は、同条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を標準として、知事が保険料の水準の著しい上昇の抑制に配慮して定める。

（後期高齢者支援金等納付金所得等割合）

第10条 算定政令第10条第1項第2号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、同条第4項第1号に規定する数とする。

（後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合）

第11条 算定政令第10条第1項第2号ロの後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、同条第5項第1号に規定する数とする。

（介護納付金納付金所得係数）

第12条 算定政令第11条第1項第2号イ(1)の介護納付金納付金所得係数は、同条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を標準として、知事が保険料の水準の著しい上昇の抑制に配慮して定める。

（介護納付金納付金所得等割合）

第13条 算定政令第11条第1項第2号イ(2)の介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、同条第4項第1号に規定する数とする。

（介護納付金賦課被保険者数等割合）

第14条 算定政令第11条第1項第2号ロの介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、同条第5項第1号に規定する数とする。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等が県に住所を有する間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第1項	同条第4項第3号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第3号
第5条第2項	第9条第4項第3号イ(1)	附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第3号イ(1)
	被保険者に	一般被保険者（法附則第6条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下この項において同じ。）に
	被保険者が	一般被保険者が
第6条	同条第5項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第1号

	同項第2号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第2号
第7条	同条第6項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第6項第1号
第9条	同条第3項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第1号
	同項第2号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第2号
第10条	同条第4項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第4項第1号

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第58号

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和53年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第88条第1項」を「第87条の5第1項」に、「災害復旧のすべて」を「災害復旧の全て」に、「翌年度と」を「翌年度の初日と」に改め、同項ただし書中「年度と」を「年度の初日と」に改め、同項第1号中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第59号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「19時30分」を「20時」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第60号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年12月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び第一種住居地域」を「、第一種住居地域及び田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年12月26日印刷
平成29年12月26日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県